

法人県民税・事業税の税率一覧表（H22.10.1現在）

長野県 / 地方事務所

法人県民税			法人事業税					
区分	税率	区分	法人の種類	所得の区分	税率（注2）			
					20.9.30以前 開始事業年度	20.10.1以後 開始事業年度		
法人税割額	5.0%	所得金額を課税の基礎とするもの （下記の区分に係るものを除く）	普通法人	所得のうち年 400万円以下の金額	5.0%	2.7%		
				所得のうち年 400万円を超え800万円以下の金額	7.3%	4.0%		
	所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得（注3）			9.6%	5.3%			
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得			9.6%	5.3%			
5.8%	特別法人 （協同組合・信用金庫・医療法人など）	所得のうち年 400万円以下の金額	5.0%	2.7%				
		所得のうち年 400万円を超える金額及び清算所得（注3）	6.6%	3.6%				
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得	6.6%	3.6%						
	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	1.3%	0.7%					
均等割額	（注1） 資本金等の額又は出資金の額が1億円以下かつ法人税額（分割前）が1千万円以下の法人（清算法人（注1）を除く）		外形標準課税 （注1）	普通法人 （資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人のうち収入金額を課税の基礎とするものを除く）	所得割	所得のうち年 400万円以下の金額	3.8%	1.5%
	所得のうち年 400万円を超え800万円以下の金額	5.5%				2.2%		
	所得のうち年 800万円を超える金額及び清算所得（注3）	7.2%				2.9%		
	3以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人の所得	7.2%				2.9%		
	（注2）				付加価値割	0.48%	0.48%	
	（注3）					資本割	0.2%	0.2%
	（注1）平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用され、平成16年3月31日以前に開始した事業年度については、「所得金額を課税の基礎とするもの」の区分の税率が適用されます。				（注1）平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用され、平成16年3月31日以前に開始した事業年度については、「所得金額を課税の基礎とするもの」の区分の税率が適用されます。			
	（注2）平成20年10月1日以後開始する事業年度から「地方法人特別税（国税）」の創設に伴い、法人事業税（所得割・収入割）の税率が引下げられています。				（注2）平成20年10月1日以後開始する事業年度から「地方法人特別税（国税）」の創設に伴い、法人事業税（所得割・収入割）の税率が引下げられています。			
	（注3）清算所得とは平成22年9月30日までに解散した法人の清算所得をいいます。				（注3）清算所得とは平成22年9月30日までに解散した法人の清算所得をいいます。			
	事業年度が1年に満たない場合の所得の区分は、当該金額に事業年度月数（端数切り上げ）を乗じ、12で除して得た金額となります。				事業年度が1年に満たない場合の所得の区分は、当該金額に事業年度月数（端数切り上げ）を乗じ、12で除して得た金額となります。			

ご不明な点は、お近くの地方事務所税務課へお尋ねください。

【地方法人特別税】（平成20年10月1日以後開始事業年度）

上記により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額に、次の表の区分に応じた税率により計算した額が、地方法人特別税の税額となります。

課税標準	税率
外形標準課税法人以外の法人の所得割額	8.1%
収入金額課税法人の収入割額	8.1%
外形標準課税法人の所得割額	14.8%

（税率は都道府県により異なることがありますので、本県以外の都道府県に申告する場合は各都道府県にお尋ねください。）